## Q1.申請書類に関すること

- Q1. 届いた封筒の名前が違います。(家族の名前が印字されている)
- A1. ご家族のお名前の場合は、その方が借入れをされている方ですので、その方が必要な手続きを行ってください。
- Q2. 免除申請書を書き間違えました。
- A2. 間違えた箇所を二重線で消し、その上部に正しく記入し直してください。(訂正印は不要です)
- Q3. 免除申請書が複数届いているのは、どうしてですか?
- A3. 借入された資金ごとに、免除申請書を送っています。小口と総合(初回および延長)を借入された場合は、最大3枚の免除申請書を送付しています。免除申請は、借入された資金ごとにする必要がありますので、ご注意ください。
- Q4. 免除申請に必要な書類はどこで手配したらよいですか?
- A4. お住いの市町の役所で下記の書類を取得してください。
- ①住民票(世帯全員分と相違ないことを証明しますと記載があるもの・続柄があるもの)
- ②住民税非課税証明書(借受人・その世帯主) 【同封が必要な書類】
- ③償還免除申請書
  - ※③が 2 枚ある場合は① ②も 2 枚必要となります。